

公立大学法人金沢美術工芸大学の延滞金に関する規程

平成22年4月1日

規程第57号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程に規定する授業料、入学考査料及び入学金並びに学位論文審査手数料（以下「授業料等」という。）を定期内に納付しない者がある場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づき徴収する延滞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(延滞金の額)

第2条 授業料等の納付義務者が納期限後にその授業料等を納付する場合においては、当該授業料等の額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 理事長は、授業料等の納付義務者がその納期限までに当該授業料等を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めたときは、前項の延滞金を減免することができる。

3 前2項に定めるもののほか、延滞金の徴収については、金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)に規定する市税の例による。

第3条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に金沢市税外歳入の延滞金に関する条例(昭和38年条例第8号)の規定によりされた処分又は手続は、それぞれこの相当規定によりされた処分又は手続とみなす。